

## 島根県技能検定実技試験受験奨励金の支給についてのお知らせ

### 1. 奨励金の概要

技能検定の実技試験の受験料については、令和4年度から、国の減免制度の変更により、減免対象範囲が縮小されたことに伴い、島根県では、若年技能者の育成・確保を目的に支援を行っています。

令和5年度における減免対象者は、技能検定の2級または3級の実技試験を受験する「25歳未満の就業者」及び「35歳未満の在校生」となります。（25歳以上35歳未満の在職者である受験者は、減免の対象外となります。）

#### (1) 島根県職業能力開発協会が実施する技能検定を受験される場合

技能検定料は島根県の補助により減免した額となっていますので、協会が提示する技能検定料を納付してください。（本奨励金の申請は必要ありません。）

#### (2) 他の都道府県の職業能力開発協会、または民間試験機関が実施する技能検定を受験される場合（島根県職業能力開発協会が実施していない職種に限る。）

- ① 受験者の方は、一旦、各試験実施機関が提示する技能検定料を納付してください。
- ② 受験後に、島根県から減免相当額を奨励金として支給しますので、「島根県技能検定実技試験受験奨励金支給申請書」により申請を行ってください。

なお、申請の際に「受験票」及び「受験料払込証明書」が必要となりますので、紛失しないように保管しておいてください。

### 2. 支給対象者

上記1の(2)に該当する者は受験申請を行う日の属する年度の4月1日において以下のいずれかに該当する者です。

- (1) 35歳未満の島根県内の学校の在校生
- (2) 35歳未満の島根県内に在住する島根県外の学校の在校生

また、本奨励金の対象となる試験実施機関は以下のとおりです。

- (1) 他の都道府県の職業能力開発協会（島根県職業能力開発協会が実施していない職種に限る。）
- (2) 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会（機械保全職種）
- (3) 特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会（ウェブデザイン職種）
- (4) 一般社団法人日本ピアノ調律師協会（ピアノ調律職種）
- (5) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（ビル設備管理及びビルクリーニング職種）
- (6) 特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会（情報配線施工職種）

### 3. 支給限度額

奨励金の支給額は、実技試験の1回の受検につき、以下の表のとおり支給する。

実施団体	職種	等級	支給額
他都道府県職業能力開発協会	全職種	2級	9,000円
	下記職種以外	3級	9,000円
	機械検査、婦人子供服製造		7,200円
	テクニカルイラストレーション、和裁、電気製図		6,000円
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	機械保全	2級	9,000円
		3級	3,600円
特定非営利活動法人 インターネットスキル認定普及協会	ウェブデザイン	2級	5,500円
		3級	2,000円
一般社団法人 日本ピアノ調律師協会	ピアノ調律	2級	9,000円
		3級	
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	ビル設備管理 ビルクリーニング	2級	9,000円
		3級	
特定非営利活動法人 高度情報通信推進協議会	情報配線施工	2級	9,000円
		3級	3,600円

### 4. 奨励金申請の手続き

(1) 必要となる書類【支給申請書及び委任状については、別紙の記載を参考にしてください】

ア 島根県技能検定実技試験受検奨励金支給申請書（様式第1号（第6条関係））

イ 学生証・在校証明書等の写し（生年月日を確認できること）

ウ 当該年度の受検票の写しまたは受検したことを証する書類

エ 県内に在住することを確認できる書類（上記イまたはウの書類等で住所確認ができる場合は省略可）

※ 県外の学校等の在校生のみ

オ 受検料の払込証明書の写し

※ 他の都道府県の職業能力開発協会を受検した者のみ

カ 委任状

※ 申請者と振込口座名義が異なる場合のみ

(2) 申請期間

試験日から起算して90日以内に申請を行う必要があります。

(3) 提出先

島根県雇用政策課職業能力開発係 技能検定奨励金担当

### 5. 支給の手続き

島根県商工労働部雇用政策課において、提出された支給申請書及びその他添付資料を確認させていただき、支給又は不支給を決定し通知します。

支給決定となった場合は、申請書に記載された希望支払金融機関への振込手続きをいたします。

## 6. 奨励金に関する 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部雇用政策課職業能力開発係

電話 0852-22-5299 FAX 0852-22-6150